

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機 設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策棟接続工事））【7】」
2. 日 時 : 令和3年9月2日 11時00分～11時15分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
関企画調査官、西内安全審査官◎、畠山安全審査官◎  
  
九州電力株式会社：  
原子力発電本部 原子力工事グループ副長◎ 他6名◎
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
・資料1 川内原子力発電所第1号機 設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策棟接続工事）に係る確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	はい。原子力規制庁のニシウチレース、それではこれから川内原子力発電所の設計及び工事の計画の認可申請、緊急時対策棟接続放置に関わるヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:19	今日のヒアリングはですね、当九州電力から説明をいただくものではなくて、こちらから申請書等や今までのヒアリング資料等を確認させていただいて、こういったところの事実確認を追加で行いたいというものを絵と資料1としてリストにまとめたものを
0:00:38	私出していただいているかと思いますが、これをお伝えをして今日回答できるものがあれば回答いただく、次回以降のヒアリングで回答いただくものと分けて説明をいただければと思っています。
0:00:56	一応私の方からすべて読み上げるようなことは時間ももたないのではする予定はないので、あと幾つかセキも含めて補足的にピックアップしたものの説明をさせていただきます。そのあとに九州電力が行って確認点と、何かあれば、
0:01:14	確認をいただければと思います。
0:01:17	それでは早速ですけれども、資料1のNo.1地域からですね。
0:01:24	ナンバー1はちょっと
0:01:27	資料全般にわたりの対象資料全般としてますけども、緊急時対策棟。
0:01:34	ていうものと頭組織長連絡通路休憩所っていうものをかま申請書上明確、いろいろな説明書の中で登場するんですけど。
0:01:43	書いてる通りですけど定義とか、あと特に協会ですね、指揮所と連絡通路の境界だとか、休憩所と連絡通路の境界っていうものが、
0:01:53	少なくとも今申請書上であまり明確でないのかなと。
0:01:58	今までのヒアリング資料とかだと一部分例えば耐震のモデル説明の中とかで出てくる部分もある。
0:02:06	ですけど、申請書の図面とかだとあまり説明がされていないのかなというふうに私は今認識をしています。なので、まずちょっとヒアリング資料ベースでも、まず明確に説明をいただきたいというところ、あとは
0:02:20	それぞれの区画スペースに期待している機能ですね。
0:02:25	例えば連絡通路、
0:02:27	は、いわゆる緊待所機能は有していないという理解をしているんですけども、そういったところ、あとは休憩所側は緊対所機能を有しているっていう部分だと思うんですけど、限定的に要しているという表現なのかなとっていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	ちょっと具体的に何を有しているのかっていう部分を説明いただきたいというのがNo.1です。
0:02:52	ちょっと一通り私のほうからまず流れで御説明をさせていただきますけれども、関連するのがNo.2のコメントになります。
0:03:02	今お伝えした機能を説明して欲しいっていうのは、関連するんですけど。
0:03:07	ナンバーツーのコメントの目的というか問題意識としては、国に休憩所をですね。
0:03:15	の
0:03:16	休憩所と呼んでいるスペースに、
0:03:20	そのスペースが有している機能というところが申請書を改めて全体
0:03:25	確認して今までのヒアリング資料を確認したときに、少しちょっと不明確かなと、あまりその共通の認識がとれていないなと思ったので、明確に説明をいただきたいという事実確認事項でございます。
0:03:38	特に例えばっていう形で2段落目以降で書かせていただいておりますけども、
0:03:46	エリアモニターですとか、あとは警報装置、あとはこのほかにも安全避難通路とか、場合によっては非常用照明とかですね、そういったところについても、基本的に今の申請書上だと指揮所パワーにはありますよと。
0:04:02	ヒアリング資料も含めてですけど。
0:04:06	指揮所側にはありますよとただ休憩情報についてなの明確な言及はされていないので、
0:04:12	少なくとも警報装置等は必要なものと私は認識をしていたんですけど、ちょっと明確な説明を受けていないので、そこら辺を確認したいというところなんです。
0:04:24	説明確認にあたっては、
0:04:27	今回の川内の原子力発電所の緊急時対策所って、今まで説明いただいている通り、休憩ええと代替緊急時対策所からと緊急時対策所過去指揮所にまずとして、それから今回の工事計画認可申請でそれらを接続して一体として運用するっていうのは大きく3。
0:04:47	3回に分けて工場いただいている申請をいただいていると思うんですけども。
0:04:52	その三つの先生のそれぞれでどういう設備が置いていて、
0:04:57	それぞれどういうふうに移設ないし廃止をされていて、今結局使っているものはこれで
0:05:04	今回そこに対してどういうふうに変更ないし追加をするのかというところをちょっと明確に整理を表形式化が一番わかりやすいかなと思いますけども整理をいただきたいというものです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	続けて、No.34 は、このままですね、今回の申請、結局No.つつうに関連するんですけど、今回申請している設備がどこなのか、その中で具体的にこういった設備ってというのは何があるのかっていうものを明確に確認したいというものです。
0:05:38	ナンバー5については、前回のヒアリングまででも少し確認をさせていただいているところですけども。
0:05:49	やはり設定根拠説明書っていうものが位置付けが少し不明確なの共通認識が甘いと言われていないのかなというところで、今まで説明をいただいていた。
0:06:01	理由ですね、申請対象設備の要目表に対して説明するものなので、記載しない。
0:06:08	っていうのも理由の部分の根拠っていうものをもう少し具体化して説明をいただければと思います。
0:06:18	あとナンバーロック炉
0:06:21	No.11 までは申請者状書いてあることに対してのも明確な確認事項なので、特に趣旨とかはなくてですね、端的に書いて確認した結果を変えていただければと思います。
0:06:36	あとNo.121034。
0:06:40	35 も含めてですね耐震関係ですけども、主にその緊急時対策棟というものと緊急時対策所化、
0:06:49	緊対棟内という積雪の関係をちょっと明確に説明をいただきたいというところなんです。
0:06:59	だから少なくとも、例えばNo.14 のところでも書いてますけども、
0:07:04	今の申請書上は金対象に対して耐震計算書を添付するという丸印をつけて記載されてますけど、実際についているものは耐震計算書はその緊対棟。
0:07:18	その括弧引き昇圧指揮所内休憩所と連絡通路、
0:07:23	あの耐震計算がついているので、
0:07:28	正直サブ的などところで言うとも建屋の人部屋を使うっていうものなのでほぼイコールという理解でそういうふうに説明をしているというところだと思うんですけど、一方申請書条例ですねそういった位置付けの両者の関係っていうところがあまり明確になっていないのかなあというところでこういった項目を事実確認さしていた。
0:07:48	いただきたいという確認事項として挙げているものです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:53	一応No.1 からNo.15 まで通して私から趣旨も含めての説明ですけれども、全体通して九州電力から確認事項や、現時点で説明できる事項等ありますでしょうか。
0:08:15	電力ゴタンダでございます少々お待ちください。
0:08:54	九州電力のゴタンダでございます。本日いただいたコメントにつきましては趣旨は理解させていただきましたのでまた確認させて御回答させていただければと思います。以上です。
0:09:09	規制庁ニシウチです承知しました
0:09:16	現時点で何か御説明できることもちょっと精査して回答するっていう趣旨でよろしいですか。
0:09:24	ベルクヤギでございます。
0:09:27	そうですね。例えばNo.5 とかであれば、
0:09:31	申請主対象生徒要件に対してそういうものという前回ヒアリング資料で御説明させていただきましたが、それについても基本的には何かしら番目が、
0:09:45	何かというと、ガイドとかそういう記載があったので、ただしゃくし定規オウム返しつつですね、資料が変わるものではないので、そういう位置付けにさせていただいたかかったというところで、ただの積み上げの中身が変わると説明した通りになりますので、
0:10:03	添付資料の中に別添等々の形で盛り込んでやって資料化してもいいのかなと今は思っております。なのでそういう趣旨で回答させていただきます。
0:10:14	行ってというのが
0:10:16	全体的に今後検討して回答させてさせていただければと考えているところです。
0:10:26	規制庁ニシウチです承継しました。確かにNo.5-4 を勘案しについては、なんていうんですが、今まで多分何ら明確になっているものではないと思うんですよ。だからこそちょっとその根拠というか、
0:10:41	拠り所というところを明確に確認をしたいというところでした。
0:10:45	でも、実際に今補足説明資料ベースで
0:10:50	使用用途変更をしても、
0:10:54	セキを変更する必要がないっていう技術的な部分の説明もいただいているものと理解してますので、単純な整理論かなというところで少し整理をした上で改めて説明をいただければと思います。その他についても基本的にはほぼほぼ整理というか、真確認だけでございますので、
0:11:12	精査をした上で、今後のヒアリングdというところですけども、基本的にはもう次のヒアリングで御回答いただければと思っていてよろしいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:24	はい、九州電力のゴタンダでございます。その理解でよろしく申し上げます。
0:11:31	今、規制とニシウチレース承継しました。では次回のヒアリング耐震関係等含めて前事象させていただければと思いますのでよろしく申し上げます。それで
0:11:44	本件について規制庁側、
0:11:47	このセキという値を何か全体としてありますでしょうか。
0:11:52	はい、規制庁の関です特にありません。
0:11:56	はい、ありがとうございます。
0:11:58	他に規制庁側からもよろしいですかね出席者
0:12:02	大丈夫ですかね。はい、九州電力からもよろしいですかね全体通して
0:12:09	はい、大丈夫でございます。
0:12:11	はい。それでは今日のヒアリングはこれで終了としたいと思います。ありがとうございました。
0:12:21	ありがとうございました。
0:12:27	はい。ではあの文字起こしを終了いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。